

政令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第一号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百七条の二、第百二十二条第一項及び第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の四中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 エストニア共和国

第四十三条第一項の表運転免許試験手数料の項を次のように改める。

普通自動車免許に係る試験		大型自動車免許、中型自動車免許、又準中型自動車免許に係る試験	
法第九十七條の二第一項に該当して受ける場合	五百円	法第九十七條の二第一項に該当して受ける場合	五百円
法第九十七條の二第五号に該当して受ける場合	千四百円	法第九十七條の二第五号に該当して受ける場合	千四百円

普通自動車免許に係る試験		大型自動車免許、中型自動車免許、又準中型自動車免許に係る試験		小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許に係る試験		特定第一種運転免許、大型特殊自動車免許、普通自動車免許、普通自動車免許、普通自動車免許	
法第九十七條の二第一項に該当して受ける場合	五百円	法第九十七條の二第一項に該当して受ける場合	五百円	法第九十七條の二第一項に該当して受ける場合	五百円	法第九十七條の二第一項に該当して受ける場合	五百円
法第九十七條の二第五号に該当して受ける場合	千四百円	法第九十七條の二第五号に該当して受ける場合	千四百円	法第九十七條の二第五号に該当して受ける場合	千四百円	法第九十七條の二第五号に該当して受ける場合	千四百円

原動機付自転車免許に係る再試験	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	普通自動車免許に係る再試験	再試験手数料	仮運転免許に係る試験
	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	五百円
四百五十円	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	千二百円
五百五十円	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	六百円(法第百条の二第二項に規定する)又は千九百円(法第百条の二第二項に規定する)の二倍	千五百円

第四十三条第一項の表検査手数料の項中「三百五十円」を「三百円」に、「二千八百円」を「二千六百円」に、「三千七百円」を「三千六百円」に、「三千九百円」を「三千八百円」に、「千五百円」を「九百円」に、「三千五百円」を「三千四百五十円」に、「三千七百円」を「三千六百五十円」に改め、同表再試験手数料の項を次のように改める。

免許証更新手数料	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)	千三百円	千二百円
	免許証の更新(法第百一条の二の二第一項の規定により免許証の更新の申請をする場合)	千二百五十円	千三百円
技能検定員審査手数料	大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許に係る法第九十九条の二第四項第一号イの規定による審査(以下「技能検定員審査」という。)	二千九百五十円	二千四百五十円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	千二百円	一千八百四十円
講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について四百五十円	講習一時間について三百円
	法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習	講習一時間について千五百円	講習一時間について千三百円
講習手数料	法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習	講習一時間について四百五十円	講習一時間について三百円
	法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習	講習一時間について千五百円	講習一時間について千三百円

第四十三条第一項の表免許証交付手数料の項及び免許証再交付手数料の項中「七百円」を「七百五十円」に改め、同表免許証更新手数料の項を次のように改める。

第四十三条第一項の表認知機能検査手数料の項中「二百五十円」を「三百円」に、「四百円」を「四百五十円」に改め、同表審査手数料の項中「二千五百円」を「二千円」に、「七百五十円」を「七百円」に、「九百円」を「八百五十円」に改め、同表技能検定員資格者証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に改め、同表技能検定員審査手数料の項を次のように改める。

第四十三条第一項の表教習指導員資格者証交付手数料の項中「九百円」を「九百五十円」に改め、同表教習指導員審査手数料の項中「二千九百五十円」を「二千七百円」に、「一万千六百五十円」を「一万千八百五十円」に、「千二百円」を「千円」に、「一万七千七百円」を「一万八千五百五十円」に、「二千二百五十円」を「二千二百円」に、「八千四百五十円」を「八千四百五十円」に、「三千四百円」を「三千五百円」に、「九千三百五十円」を「九千四百円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料の項中「九百五十円」を「九百円」に改め、同表講習手数料の項を次のように改める。



<p>第四十三條第二項の表一の項及び二の項を次のように改める。</p>	<p>法第百八條の二第一項第十四号に掲げる講習</p>	<p>講習一時間について 五百五十円</p>	<p>講習一時間について 千四百五十円</p>
	<p>法第百八條の二第一項第十三号に掲げる講習</p>	<p>四千八百円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、三千五百五十円)</p>	<p>七千七百円(当該講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、五千五百円)</p>
<p>一 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>三百円</p>	<p>三千七百円</p>
	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>百円</p>	<p>三千四百五十円</p>
	<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>五十円</p>	<p>千二百円</p>
	<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査</p>	<p>百五十円</p>	<p>四千百円</p>
	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>三百円</p>	<p>六千四百円</p>
	<p>普通自動車免許に係る技能検定員審査</p>	<p>百円</p>	<p>六千円</p>
	<p>特定第一種運転免許に係る技能検定員審査</p>	<p>五十円</p>	<p>二千五十円</p>
	<p>大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査</p>	<p>百五十円</p>	<p>七千二百五十円</p>
	<p>大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習指導員審査</p>	<p>三百円</p>	<p>三千七百円</p>
	<p>普通自動車免許に係る講習指導員審査</p>	<p>百円</p>	<p>三千四百五十円</p>

<p>第四十三條第三項の表二の項中「千三百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表三の項中「千二百五十円」を「千三百円」に、「千二百五十円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千五百五十円」を「千六百円」に改め、同表六の項中「千七百五十円」を「千八百円」に、「二千五百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「二千二百五十円」を「二千二百五十円」に、「八百五十円」を「九百五十円」に、「二千九百円」を「二千九百円」に改め、同表の備考二中「五百五十円」を「五百円」に改め、同表第三項の表一の項を次のように改める。</p>	<p>特定第一種運転免許に係る講習指導員審査</p>	<p>五十円</p>	<p>千二百円</p>
	<p>大型自動車第二種免許等に係る講習指導員審査</p>	<p>百五十円</p>	<p>四千百円</p>

**省令**  
 ○経済産業省令第一号  
 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十号)の施行に伴い、並びに中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第四十八條第一項及び第四十九條第一項の規定に基づき、経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
 平成三十年一月四日  
 経済産業省関係中心市街地の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
 経済産業大臣 世耕 弘成  
 次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>改 正 後</p> <p>(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請)  <b>第十条</b> 法第四十八條第一項の規定により法第七條第七項、第八項又は第十項(第一号に掲げる部分に限る。)に規定する事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第四による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>	<p>改 正 前</p> <p>(特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請)  <b>第十条</b> 法第四十八條第一項の規定により法第七條第七項、第八項又は第十一項(第一号に掲げる部分に限る。)に規定する事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の認定の申請をしようとする特定民間中心市街地活性化事業者は、様式第四による申請書を、当該特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地をその区域に含む市町村を経由して、経済産業大臣に提出しなければならない。</p>
---	--

2・3 [略]